

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険認定調査事務委託仕様書

1 委託事務の概要

介護保険法(平成9年法律第123号, 以下「法」という)第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項の規定に基づく、認定調査に関する事務等

2 事務の委託期間

2年間(令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

3 履行場所(認定調査圏域)

鈴鹿市・亀山市及び近隣市

4 委託事務の範囲

(1) 介護保険法に基づく認定調査事務

法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項の規定に基づく認定調査に関する事務

鈴鹿亀山地区広域連合長が依頼する、認定調査圏域内を実施場所とする認定調査のうち、次の事務を行うこととする。

ア 認定調査依頼書等の受理

原則として開所日に1回、鈴鹿亀山地区広域連合窓口にて、「要介護認定訪問調査依頼書」を受理すること。ただし、依頼が無い場合はこの限りではない。

イ 日程調整

認定調査対象者又はその家族、その他関係者(以下「対象者等」という。)へ架電等の方法により要介護認定訪問調査依頼書が届いてから特別な事情がない限り10日以内に認定調査を実施できるよう日程調整をすること。

また、認定調査実施場所は、日頃の状況を把握できる場所(入院中の場合は病院等)とし、介護者がいる場合は、介護者の立会いが得られるよう調整すること。

ウ 認定調査

認定調査員テキストに従い、対象者等から日頃の状況について面接により調査を行うこと。

エ 認定調査票の作成

認定調査後、「認定調査員テキスト」に従い、「認定調査票」及び「認定調査票(特記事項)」(以下「認定調査票」という。)をすみやかに作成すること。

各調査項目の選択基準、特記事項等記入に関する疑義については、適宜確認をすることとし、1か月に1回開催する会議で確認を行うこととする。

オ 認定調査票の提出

認定調査票は、認定調査実施後、特別な事情がない限り5営業日以内に鈴鹿亀山地区広域連合へ提出すること。認定調査票の提出前に、事務受託法人において、判断基準の確認・必要時訂正、誤字脱字の確認・必要時訂正等を必ず行うこととする。

認定調査票は、鈴鹿亀山地区広域連合が指定する様式を基に、事務受託法人が作成、印刷したものを原本として提出することとする。

なお、対象者等の状況等、やむを得ない事由により期限内に提出できない場合は、すみやかに鈴鹿亀山地区広域連合へ状況報告を行い、早期提出に努めること。

カ 照会に対する対応

提出された認定調査票の内容に記入漏れや不整合等の疑義が生じた場合は、鈴鹿亀山地区広域連合から事務受託法人へ照会を行うため、速やかに内容確認のうえ、修正等の対応を行うこと。

(2) その他の法に基づく認定調査事務

生活保護法(昭和25年法律第144号)第15条の2の規定に基づく介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第2項の4の規定に基づく介護支援給付の決定に係る調査のうち、(1)介護保険法に基づくものに相当する認定調査に関する事務

介護保険被保険者資格を有していない生活保護受給者や中国残留邦人等の方は、要介護認定等の手続きに準じた取り扱いを行っている。

そのため、これらの対象者についても、(1)介護保険法に基づくものと同様に認定調査を行うこと。

(3) 相談・支援

認定調査の際に、対象者等から高齢者福祉や介護保険制度に関する様々な相談を受けることが想定される。

対象者等の希望に応じた関係資料の提供を行うとともに、鈴鹿市、亀山市、及び地域包括支援センター等関係機関との調整等、支援が必要となったときには協力すること。

5 運営上の留意点

(1) 情報の保護

事務受託法人は、対象者のプライバシーの確保に万全を期するものとし、正当な理由もなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 再委託の禁止

事務受託法人は、事務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。

(3) 事故時の対応

万一事故が発生した場合には、事務受託法人は応急措置等迅速な対応を行うこととし、速やかに鈴鹿亀山地区広域連合にその経過及び対応について報告をすること。その後、鈴鹿亀山地区広域連合と協力して原因究明及び再発防止にあたること。

(4) 勧誘の禁止

事務受託法人は、認定調査対象者に対して、法第23条に規定する居宅サービス等(以下「居宅サービス等」という。)を提供する特定の事業者又は施設を利用すべき旨等の勧誘、指示等を行うことはできない。

(5) 運営状況の点検・評価等

鈴鹿亀山地区広域連合が別途指示する内容により事務委託期間における運営状況の点検及び報告、調査を行うこと。

鈴鹿亀山地区広域連合は、その内容をもとに事務委託期間の点検・評価を行う。

6 運営体制等

(1) 職員の配置

管理者及び認定調査員は、事務受託法人の職員とし、以下の要件により配置すること。

ア 管理者

委託事務の総括責任者として1名配置すること。

資格要件は、認定調査員の資格を有する者で、高齢者福祉に関する事務に3年以上従事した経験を有し、かつ、同事務に管理・監督的な立場として携わった経験を有する者とする。勤務形態は、常勤専従とする。

ただし、管理者に事故等があったことを理由に、臨時的に他の職員が運営に従事する場合にあっては、この限りではない。

また、管理者が緊急対応等の事由により、認定調査に従事する場合は、管理者の代替となる職員を配置すること。

イ 認定調査員

定められた認定調査件数を遂行するために必要な職員数(20人以上)を配置すること。

資格要件は、認定調査員研修を修了した者であって、次の①又は②のいずれかに該当することを要件とする。

① 介護保険法施行規則第113条の2第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者

② 認定調査に従事した経験が1年以上である者

また、勤務形態は、常勤・非常勤の別は問わない。

(2) 事務所

ア 設置場所

事務所は認定調査依頼を受けてから、調査結果の照会への対応が適切に行えるよう、鈴鹿市内に設置すること。

必要に応じて、認定調査圏域内に事務所の分室を設けることができる。

なお、事務の開始にあたり発生する事務所の整備費用は、事務受託法人の負担とする。

イ 開所時間

午前8時30分から午後5時15分までとし、この間は必ず職員を配置し、問い合わせ等に対応できるようにすること。

(3) 設備の基準

ア 設置すべき設備

対象者等や鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課職員等との連絡調整のため、事務所に電話・ファックス・電子メールの使用が可能な環境を整備すること。

イ 事務受託法人にかかる重要事項の掲示

事務所の見やすい場所に、介護保険法施行規則第34条の10の規定に基づく事務受託法人の事務の運営規程を掲示すること。

7 認定調査業務の対象

(1) 認定調査件数

ア 認定調査件数は、別表1のとおりとする。

別表1 認定調査件数

年 度	令和7年度	令和8年度
件 数	6,000件	6,000件

※ 件数は、本仕様書4(1)、(2)の認定調査件数の合計とする。

※ 近隣市の調査件数は、1か月5件程度以内とする。

イ 委託対象となる認定調査は、令和7年3月14日(金)から令和9年3月19日(金)に、鈴鹿亀山地区広域連合が受理した要介護認定等申請とする。

(2) 契約金額

ア 委託料の増額は原則として認めない。

イ 事務受託法人の故意又は重大かつ明白な過失により委託事務を休止又は縮小することとなった場合は、委託料を減額することがある。

ウ 別表1の委託契約に定めた認定調査件数が、当該年度において超過する場合、予算の範囲内において、事務受託法人と協議のうえ、契約変更等の対応をするものとする。

エ 超過件数分の委託契約に係る委託料単価(以下「委託料単価」という。)は、委託契約の契約期間全体の委託料総額を、別表1に定めた委託契約の契約期間全体の委託件数で除して得た額とする。

オ 契約期間中に消費税及び地方消費税の税率(以下「消費税率」という。)に改正があった場合の委託料単価は、別表2に定める算式により得た額とする。

カ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

キ 委託契約に定めた認定調査件数が、当該年度において下回る場合も同様とし、事務受託法人と協議のうえ、調査件数に応じた契約変更等の対応をするものとする。

別表2 消費税率の改正

委託料 単価	÷	$\frac{(100 + \text{契約締結時の消費税率})}{100}$	×	$\frac{(100 + \text{改正後の消費税率})}{100}$
-----------	---	---	---	---------------------------------------

(3) 委託料に含まれる経費

委託事務の実施にかかる以下の経費については、全て計上することができる。

ア 人件費(職員の給与、手当等。なお、退職給与引当金も含む。)

イ 物件費(職員研修費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、事務所賃借料
臨時職員費等)

(4) 委託料の支払方法

委託料は、委託契約に基づき、月ごとに分割して口座振替により支払う。

なお、支払期日及び金額内訳は、委託契約により定める。

8 その他

(1) 契約期間終了後の事務引継

当該委託契約を締結した事務受託法人は契約期間の終了後、事務を継続して受託しないもしくは受託できない場合は、新たな事務受託法人が円滑に事務を遂行できるよう引継ぎを行うこととする。

(2) 調査等

ア 調査

適正な事務実施のため、鈴鹿亀山地区広域連合は事務受託法人事務所への立ち入り、事務の執行状況についての調査又は必要な資料の提出を求めることがある。

イ 監査

鈴鹿亀山地区広域連合が必要と認める場合は、事務を監査するのに必要な範囲で、事務受託法人に対し出頭を求め、帳簿書類その他の記録の提出を求めることがある。

(3) 委託の取り消し

次に掲げる場合、鈴鹿亀山地区広域連合は委託契約を取り消すことができる。

ア 著しく社会的信用を失うに至った場合

イ 事務受託法人の責めに帰すべき事由により、事務継続が困難になった場合

ウ 鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年4月1日告示第93号)に基づく排除措置対象法人であることが判明した場合

エ その他、事務受託法人としてふさわしくないと認められる場合

(4) 鈴鹿亀山地区広域連合の免責事項

選定された事務受託法人が、(3)の各事由により委託契約に至らなかった場合、事務の準備のために支出した費用等について鈴鹿亀山地区広域連合は補償しない。また、この場合に鈴鹿亀山地区広域連合に損害が生じた場合は、当該委託契約を締結した事務受託法人が当該損害を賠償するものとする。

(5) 法改正その他不可抗力等により事務の継続が困難となった場合の措置

法改正その他不可抗力等、鈴鹿亀山地区広域連合及び事務受託法人双方の責めに帰すことのできない事由により事務の継続が困難、もしくは大幅な変更が必要になった場合は、委託契約の継続並びに委託料等の取扱いについて協議を行うものとする。

(6) 委託契約の解釈に疑義が生じた場合又は、委託契約に定めのない事項が発生した場合の措置

鈴鹿亀山地区広域連合と事務受託法人は、誠意をもって協議を行うものとする。